

都市計画税の導入検討に係る市民懇談会の結果について

平成 31 年 1 月から 2 月において実施した市民懇談会に、延べ 85 人の市民に参加いただき、多くの意見をいただきました。これらの意見を踏まえ、平成 31 年 2 月定例会に都市計画税条例（案）を提案する予定です。

1. 市民懇談会の開催実績

	日 時		会 場	参加者数
1	1 月 20 日（日）	15：00～16：00	図書館本館ホール	5 人
2	1 月 26 日（土）	10：00～11：30	コミセンみかみ	11 人
3	1 月 30 日（水）	19：00～21：00	コミセンひょうず	8 人
4	2 月 1 日（金）	(14：00～15：30)	コミセンしのはら	0 人
5		19：00～20：50	野洲文化ホール	19 人
6	2 月 2 日（土）	10：00～11：15	コミセンぎおう	8 人
7		19：00～20：30	コミセンきたの	6 人
8	2 月 3 日（日）	10：00～11：50	コミセンなかさと	28 人
延べ参加者数				85 人

2. 市民懇談会で出された主な意見

(1) 制度について

- 市街化区域にだけ課税されるのは、不公平である。
- 都市計画税ではなく、固定資産税や市民税の税率変更など、全市民が広く・薄く負担すべきではないか。
- 市街化調整区域の土地は売ろうと思っても売れない。一方で市街化区域は利便性も高い状況で、都市計画事業のために市街化調整区域にも広く課税するということは反対である。
- 都市計画税は、もっと以前から導入しておくべきだった。

(2) 用途について

- 受益や還元というが、駅前周辺にだけ投資され、自分の住む地域にメリットがないのではないか。
- 具体的な事業計画や必要経費を示したうえで、都市計画税の検討を進めるべきではないか。
- 都市基盤整備は、都市計画税を充当していただき、高齢者支援や安全対策など各地域の課題にも、しっかりと財源を充てていただきたい。

(3) まちづくりについて

- 今後、目指していくまちの姿やビジョンを示したうえで、都市計画税の検討を進めるべきではないか。
- 都市基盤整備を進めれば、自然と人口は増えていく。スピード感を持ってまちづくりを進めて欲しい。

(4) 周知・時期について

- 都市計画税の導入検討について、突然のことで、性急に決定しようとしているように見える。市民生活に影響する重大な課題であるから、もっと時間をかけて慎重に検討すべきではないか。

3. 都市計画税の導入（案）

(1) 課税の対象となる区域・資産

- 市街化区域内に所在する土地・家屋
- 市街化調整区域のうち次に掲げる区域に所在する土地・家屋
 - (ア) 「細流の郷」地区計画の区域
 - (イ) 「野洲リバーサイドタウン」地区計画の区域
 - (ウ) 「小篠原台」地区計画の区域

(2) 納税義務者

- 毎年1月1日現在、課税対象区域内に土地・家屋を所有する者

(3) 税率

- 0.2%

(4) 今後の予定

- 平成31年2月定例会に「野洲市都市計画税条例（案）」を提案
- 可決された場合、公布の日（平成31年4月1日）から施行し、2020年度（平成32年度）分の都市計画税から適用する。